

少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)の進捗状況

1. 重点課題

(1) 子育て支援施策を一層充実させる。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」において、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。1兆円超程度の財源の確保については、消費税率が10%に引き上げられたときに実施することになっていた、0.7兆円程度の項目については、消費税率が8%に据え置かれる中であってすべての事項を実施している。0.3兆円超の「質の向上」の項目についても、適切に財源を確保して実施していくこととしており、平成29年度予算から、保育士等の処遇改善等を実施している。

認定こども園数は、「子ども・子育て支援新制度」施行以前の平成26年4月時点では、1,360園であったが、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」以降、毎年1,000園以上増加しており、平成30年4月現在では、6,061園となっている。このため、認定こども園の普及は、ある程度、着実に進んでいると考えている。

地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実

2016年度から一時預かり事業(幼稚園型)の補助単価の充実等を通して、幼稚園における3～5歳児を対象とした預かり保育の長時間化・通年化を支援するとともに、2018年度には保育を必要とする2歳児を定期的に受入れる仕組みを創設することにより、幼稚園における預かりの充実を図っている。

一時預かりについては、主として保育園等に在籍していない乳幼児を対象とした「一般型」及び「余裕活用品」のほか、平成27年度予算において、主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児を対象とする「幼稚園型」、集団保育が困難な乳幼児の預かりや、離島等における預かりに対応する「居宅訪問型」、平成30年度予算においては、主として保育の必要生の認定を受けた2歳児を幼稚園において預かる「幼稚園型」を創設し、地域のニーズに応じて事業が実施されるよう体制整備を図った。

利用者支援事業については、基本型、特定型合わせて全国982か所を実施しており、平成28年度に夜間・休日の時間外相談の取組に対する加算を設けるとともに、平成29年度に出張相談支援や機能強化の取組に対する加算を設けた。また、平成31年度予算案においては生活者としての外国人に対する円滑なコミュニケーションを図るため、多言語化の取組を実施する利用者支援事業所に加算を行うことで、よりきめ細やかな支援を実施することとしている。

地域子育て支援拠点については、全国7,259か所において地域のニーズに対応した支援を実施しているところであり、平成31年度予算案では、目標の達成に向け、必要な予算か所数を計上しているとともに、地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組に対する加算や、地域支援に対する加算を設けることで、地域の多様なニーズへの対応を支援している。

平成29年度は全国863市町村がファミリー・サポート・センターを設置し、地域のニーズに応じた支援を実施している。平成31年度予算案では、会員数50人以上の補助要件を緩和し20人以上まで補助対象を拡充する。また、個別にアウトリーチを行い、提供会員等の預かり手を一定数増加させた場合に、国庫補助の加算を行うこととしている。

延長保育については、平成27年度予算において、新たに事業所内保育事業及び家庭的保育事業に係る延長保育を補助対象に拡大、利用児童の居宅において延長保育を実施する「訪問型」の創設、保育短時間認定の児童の延長保育に係る補助単価の創設等の拡充を図り、さらに、平成29年度予算において、夜間帯に行う延長保育における実施要件の緩和等の充実を図った。

病児保育については、平成28年度予算において、保育中に体調不良となった子どもを、病児保育施設まで送迎するための経費に係る補助、病児保育事業を実施するために必要となる施設整備に係る補助を創設し、さらに、平成30年度予算においては、利用児童数に関わらず交付される運営費の基本単価について、より事業の安定につながる補助の仕組みを構築、利用児童数が2000人を超えると一定だった加算単価について、2000人を超えた場合においても、利用児童数に応じた単価を設定等の充実を図った。

待機児童の解消

「待機児童解消加速化プラン」の推進

「待機児童解消加速化プラン」に基づく、2013年度から2017年度末までの5年間の保育の受け皿拡大の実績は約53.5万人となり、政府目標である50万人を達成した(2015年度から2017年度末までの3年間では約31.6万人の受け皿を拡大)。2017年6月に公表された「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までの3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備することとしている。

UR賃貸住宅の建替え等に際し、子育て支援施設の誘致等に取り組んでいる。

「保育士確保プラン」の推進

保育人材については、「待機児童解消加速化プラン」以降、2013年から2017年までの5年間で合計約9.7万人増加しており、「保育士確保プラン」で掲げた2017年度末までに約9万人の保育人材を確保するという目標は達成したところ。
「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

「小1の壁」の打破

「放課後子ども総合プラン」の実施

平成30年度において、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月策定)に基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めている。(平成30年度:放課後子供教室実施数 18,749教室)
平成31年度(2019年度)からは、厚生労働省と文部科学省が共同で策定した「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月策定)に基づき、2023年度末までに、放課後児童クラブについて、約152万人分を整備すること、全小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指す。(平成30年度:両事業の一体型実施数 4,913か所)
平成30年5月1日現在の放課後児童クラブの登録児童数は、1,234,366人となっており、「放課後子ども総合プラン」に掲げていた約30万人分の整備を行った(平成26年登録児童数 936,452人)。
放課後児童クラブの質が向上するよう、運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくため、国として運営及び設備に関する具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」(平成27年3月)を通知し、及び同指針解説書(平成29年3月)を都道府県、市町村担当者や事業者等に周知した。

(2)若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。

経済的基盤の安定

(若者の雇用の安定)

若者の就労支援

若者のライフプランニングを支援するため、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、調査研究を踏まえ教材を作成し、ライフデザイン構築のための学びを推進している。
キャリア教育の一環として、小・中学校等において、チャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行う「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施している。
「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」を実施している。
学校における「キャリア・パスポート(仮称)」の活用方法等に関する調査研究の実施や協力者会議の設置を行う「キャリア・パスポート(仮称)」普及・定着事業を実施している。
社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身につけ、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校等を指定して調査研究を行う「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」事業を平成26年度から実施している。
障害のある生徒の自立・社会参加を支援するため、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓等を行う就労支援コーディネーターを配置している。
分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める「専修学校による地域産業中核の人材養成事業」を実施している。
高等専門学校における地域の産業界と連携した共同教育の充実、企業人材の積極的活用によるものづくり技術者養成の取組を実施している。
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進等を通じて、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」を実施している。
平成30年2月に「大学等におけるインターンシップの届出制度」を創設し、その取組みの中から他の大学等や企業に普及するのに相応しいモデルとなり得るインターンシップを、グッドプラクティスとして8大学を表彰した。(平成30年12月)
社会人への就業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学や専門学校等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的プログラムを、職業実践力育成プログラム(BP)やキャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定している。
大学制度の中に位置づけられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、学校教育法の一部改正等により専門職大学・専門職短期大学・専門職学科が制度化(平成31年4月施行)。専門職大学2校、専門職短期大学1校が平成31年度に開学予定。
ニート等の若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを全国に設置し、専門的相談支援や就職後の定着・ステップアップ相談等を実施している。
新卒者等の就職支援として、新卒応援ハローワーク(平成30年4月1日現在全国56箇所)における担当者制によるきめ細かな職業相談、職業紹介や、就職支援セミナー等の開催に加え、特定求職者雇用開発助成金(三年以上内既卒者等採用定着コース)により既卒者等の正社員就職の支援を実施している。
フリーター等の就労支援として、わかものハローワーク等(平成30年4月1日現在全国234箇所)における担当者制によるきめ細かな職業相談、職業紹介、就職支援セミナー等の開催に加え、電話による相談事業等により、フリーター等の正社員化を支援している。

惟に加え、電話・メール相談事業などにより、フリーター等の正社員化を支援している。

若者の適職の選択及び職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずる青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)が平成27年9月に成立し、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定(ユースエール認定)する制度、新卒者の募集を行う企業の職場情報提供、ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理の仕組みを同法に基づき創設した。

平成27年10月には、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリアプランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直し、平成30年4月には、ジョブ・カードの更なる利便性の向上を図るため、一部の項目等を見直すとともに、様式に所要の調整を加えることを可能にするなどの改正を行った。併せて、求職活動やキャリア選択等の場面におけるジョブ・カードの活用促進のため、ジョブ・カード制度総合サイト等を通じた周知広報等を実施した。

非正規雇用対策の推進

各種助成金の活用促進や、ハローワークにおける就職支援等により、非正規雇用労働者の正社員転換や待遇改善への取組を支援している。

(高齢世代から若者世代への経済的支援の促進)

結婚・子育て資金や教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の実施

両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・子育てを支援することを目的とした結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、平成31年度税制改正の大綱(2018年12月21日閣議決定)において適用期限を2年延長するとともに、本措置の適用対象者の見直しを行うこととされた。

教育資金の一括贈与に係る非課税措置について、平成30年8月末現在で契約数は19.5万件、受託状況は1兆3,800億円と制度創設以降順調に推移しており、世代間の資産の移転を促し、教育資金の確保に寄与している。平成31年度税制改正の大綱(2018年12月21日閣議決定)においては、当該制度の2年延長及び年齢制限の引上げ等の制度の改善・見直しを行うこととされた。

(若年者や低所得者への経済的負担の軽減)

若年者や低所得者への経済的負担の軽減

「骨太の方針2018」(2018年6月閣議決定)等において盛り込まれた、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化や授業料免除や給付型奨学金の拡充による真に必要な子供たちの高等教育の無償化や、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化などに向けて現在準備を進めているところ。

公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(2017年4月26日公布、同年10月25日施行)により、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」が創設され、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。

結婚に対する取組支援

地方自治体、商工会議所等による結婚支援の充実に向けた国の支援

地域少子化対策重点推進交付金により、結婚支援センター等におけるマッチングシステムの構築・高度化や、結婚応援のためのフォーラムの開催など、地方公共団体が行う結婚支援の取組を支援するとともに、一定の所得以下の新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する地方公共団体を支援している。

地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者及び結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する結婚支援者を対象に、結婚支援の更なる充実に向け、情報の共有や機運の醸成を図るため、「結婚応援に関する全国連携会議」を開催している。

(3) 多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。

多子世帯における様々な面での負担の軽減

「骨太の方針2018」(2018年6月閣議決定)等において盛り込まれた、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化や授業料免除や給付型奨学金の拡充による真に必要な子供たちへの高等教育の無償化や、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化などに向けて現在準備を進めているところ。

平成28年度は、多子世帯の負担軽減策として幼稚園、保育所等の保育料について、兄弟の年齢が一定範囲にある場合に第2子を半額、第3子以降は無償とする支援を行っていたところ、世帯収入が一定額以下の場合について、兄弟の年齢にかかわらず1ひとり親世帯等は、第1子が半額、第2子以降は無償、21以外の世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度を拡大。

平成29年度からは、1市町村民税非課税世帯の第2子の完全無償化に加え、2世帯収入が一定額以下の場合について、ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡充等を実施。

公営住宅の入居にあたり、小さな子供のいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯について、優先入居の取扱いを行うことが適当である旨平成17年及び平成25年に各地方公共団体に通知している。

社会の全ての構成員による多子世帯への配慮の促進

子育て支援パスポート等事業の充実

地域少子化対策重点推進交付金により、多子世帯への支援にもなる子育て支援パスポート事業に取り組む地方公共団体を支援している。
各都道府県のパスポートの図柄が一目でわかるリーフレット「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」の中で、「多子世帯向けサービス」を実施している地方公共団体について紹介した。

公共交通機関等における負担の軽減の要請

子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、2回の会合を開催した。
公共交通事業者等が行う子育てを応援する取組事例を広く共有し、関係者のさらなる取組の強化を図ることを目的として、「子育てにやさしい移動に関する協議会」を設置した。

(4) 男女の働き方改革を進める。

男性の意識・行動改革

(長時間労働の是正)

長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進

時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得のため時季を指定して付与する仕組みを盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第70号)が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。長時間労働の削減のための重点的な監督指導については、以下のとおり実施した。

・平成28年度:23,915事業場に重点監督、15,790事業場(66.0%)に是正指導(違法な時間外労働:10,272事業場(43.0%))

・平成29年度:25,676事業場に重点監督、18,061事業場(70.3%)に是正指導(違法な時間外労働:11,592事業場(45.1%))

リーディングカンパニーや、地域で社会的影響力が大きい中堅・中小企業の経営トップ層に対する働きかけを行っている。

10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始、GWの連続休暇を取得しやすい時季に、集中的な広報を実施するとともに、地域のイベント等に合わせた年次有給休暇の取得促進を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成している。

(人事評価制度の見直しなど経営者・管理職の意識改革)

企業経営者等の意識変革

企業において仕事と生活の調和を推進するためには、経営者及び管理職の意識改革と行動が不可欠である。そのため、経済団体との共催により、経営者及び管理職を対象にセミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスの取組の重要性を啓発するとともに、具体的な取組を進めるためのノウハウや好事例を周知した。また、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」策定)において設定されている数値目標を踏まえ、今後、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割等を検討するため、ワーク・ライフ・バランスに関する調査研究を実施した。

男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、平成25年度より男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」を実施し、他企業のロールモデルとして普及させることで、仕事と育児を両立できる職場環境の整備を促進している。また、平成26年度からは、部下の仕事と育児の両立を支援し、かつ、業務効率を上げるなどの工夫をしている上司「イクボス」を表彰する「イクボスアワード」を実施するなど、人事労務管理や業務改善の好事例の普及を進めている。

企業にとって、イノベーションの創出、生産性の向上等を実現するためには、女性をはじめとした多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営に向けて、働き方改革や職場の環境整備を進めることが重要である。そこで、ダイバーシティ経営に取り組む企業を後押しするため、先進的な取組を行う企業を選定・表彰する「ダイバーシティ経営企業100選」、「100選プライム」や、広く投資家に女性活躍推進により中長期的な成長力がある企業を紹介する「なでしこ銘柄」等により、先進的な企業の取組をベストプラクティスとして発信・普及を通じ、経営者等を含めた企業の意識改革を図っている。

「イクボス」や「子育て」を尊重するような企業文化の醸成

男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として、平成25年度より男性の仕事と育児の両立を積極的に促進する企業を表彰する「イクメン企業アワード」を実施し、他企業のロールモデルとして普及させることで、仕事と育児を両立できる職場環境の整備を促進している。また、平成26年度からは、部下の仕事と育児の両立を支援し、かつ、業務効率を上げるなどの工夫をしている上司「イクボス」を表彰する「イクボスアワード」を実施するなど、人事労務管理や業務改善の好事例の普及を進めている。

平成28年4月に女性活躍推進法が全面施行となり、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して、数値目標を含む事業主行動計画の策定・公表、女性の活躍状況についての情報の公表等が義務付けられた。

特定事業主行動計画は、国の機関や都道府県・市町村のすべてで、一般事業主行動計画は策定が義務付けられている企業数16,467社中16,315社(99.1%、平成30年9月末日時点)で策定されている。また、法に基づき公表された女性の活躍状況についての情報は、ホームページにおいて「見える化」を推進し、事業主の自主的な取り組みを促進している。

(出産直後からの男性の休暇取得の促進)

男性の育児休業の取得促進

男性労働者の育児休業取得を促進するため、育児・介護休業法における出産後8週間以内の父親の育児休業取得を促進する制度(パパ休暇)の周知徹底・履行確保を図っている。

平成27年4月に施行された改正次世代育成支援対策推進法に盛り込まれた、男性の育児休業取得等の仕事と育児の両立の取組をより促す行動計画策定指針及び創設された特例認定(プラチナくるみん)の基準の周知を図っている。

また、平成29年4月には男性の育児休業取得に関する基準を引き上げるなど認定基準の見直しを行った。

男性の育児休業や育児目的休暇の取得に向けた職場風土づくりに取り組み、取得者が新たに生じた事業主に対し支給する「両立支援等助成金 出生時両立支援コース」により、男性の育児休業等の取得促進に取り組む事業主を支援している。

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成19年12月「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」策定)において設定されている数値目標を踏まえ、今後、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割等を検討するため、ワーク・ライフ・バランスに関する調査研究を実施した。

「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」において、男性の育児休業取得等の実態を踏まえ、男性による育児の促進を中心とした仕事と家庭の両立方策について検討を行い、平成30年3月に報告書を取りまとめた。

育児・介護休業法に盛り込まれている「パパ・ママ育休プラス」等男性の育児休業の取得促進のための制度や育児休業給付の割増給付について周知・徹底を図っている。

男性も含め、育児休業の取得等により不利益な取扱いを受けない就業環境の整備に向けて、事業主に対する説明会の開催等により法の周知徹底を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行っている。

上司・同僚による、職場における育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を講じることを事業主に義務付けること等を内容とする育児・介護休業法の改正について、平成29年1月から施行し、指針等の周知・啓発を行っている。

中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るための育休復帰支援プランに、男性労働者向けのモデルプランを盛り込み策定支援を行っている。また、同プランに基づき円滑な休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して、助成金を支給することにより、その取組を支援している。

出産直後からの休暇取得を始めとする男性の子育て目的の休暇の取得促進

育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得等を支援する制度として「育児休業等制度の個別周知」及び「育児目的休暇の創設」に係る努力義務などが設けられ、平成29年10月から施行されており、この周知徹底を図っている。

次世代育成支援対策推進法に基づき定められた行動計画策定指針においては、男性の子育て目的の休暇の取得促進を図るため、子供が生まれる際や子育てを行う際取得することができる企業独自の休暇制度の創設、年次有給休暇の活用等、雇用環境の整備に関する事項を行動計画の内容に盛り込むことが望ましいとし、企業による取組を促している。

内閣人事局では、国家公務員の男性職員の育児参加を促進するため、毎年、ハンドブック「イクメンパスポート」や啓発用ポスターの作成・配布、管理職を始めとする職員への研修等による意識啓発を行ってきた。また、「女性活躍加速のための重点方針2018」（2018年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）では、男性職員の「男の産休」や育児休業の取得の促進に向け、職員への意識啓発を図ること、各府省等のトップレベルの積極的な関与を図ること、管理職の人事評価を行うに当たり、部下の男性職員の育児休業や「男の産休」の取得状況等、両立支援制度の活用に向けた当該管理職の取組状況を重視した上で適切な評価が行われるようにすることが決定されたところであり、これらに基づいた取組を、政府全体として進めてきた。

年次有給休暇の確実な取得のため時季を指定して付与する仕組みを盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第70号）が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。

父親の育児に関する意識改革、啓発普及

男性が育児をより積極的に楽しみ、かつ、育児休業を取得しやすい社会の実現を目指す「イクメンプロジェクト」の一環として参加型の公式サイト の運営やハンドブックの配布等により、育児を積極的に行う男性「イクメン」を広めている。さらに、「イクメン企業アワード」「イクボスアワード」等の表彰、企業の事例集等広報資料の作成・配布等により、企業において男性の仕事と育児の両立支援の取組が進むよう、好事例の普及を図っている。

男性の家事・育児の促進

学習指導要領に基づき、高等学校の家庭科、公民科において、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性や、男女が共同して社会に参画することの重要性などについての学習が行われている。また、小・中・高等学校の家庭科等において、児童生徒の発達の段階に応じて、衣食住や子供の保育などに関する学習が行われている。

独立行政法人国立女性教育会館においては、男女共同参画社会形成に役立つWeb情報へのリンク集「女性情報ナビゲーション」において、地域における次世代育成支援活動への男性の参画を促進する有用なWebページを紹介している。

父親向けの家庭教育に関する講座の実施等、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

「ワーク・ライフ・バランス」・「女性の活躍」の推進

（ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進

経済界、労働界、地方公共団体の代表者、有識者、関係閣僚により構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の下に開催された「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」では、関係者間の連携を図るとともに「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく仕事と生活の調和の推進に向けた取組状況の点検・評価を行っている。

両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

男女ともに子育て等をしながら働き続けることのできる環境の整備を進めるため、育児・介護休業法に基づく制度の周知・徹底を図っているほか、育児を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主等を支援するため、「両立支援等助成金」の支給を行っている。

育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着

育児・介護休業法については、有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和等を内容とする改正法が、平成29年1月1日から施行されたことに加え、保育所に入れない場合等に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できるようにすること等を内容とする改正法が同年10月1日から施行されている。育児・介護休業や短時間勤務制度等の両立支援制度を始め、改正内容についても定着が図られるよう、政府広報等を活用した各種媒体により周知徹底を図るとともに、行政指導の実施により履行確保を図っている。

育児休業中の経済的支援については、育児休業を取得した労働者の雇用の継続を目的として、雇用保険を財源に、労働者が1歳未満の子を養育するための育児休業を行う場合に育児休業給付を支給しており、平成29年10月1日より支給期間を延長（保育所に入れない場合等に最長で子が2歳に達する日まで支給）。

育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの防止

育児休業等により不利益な取扱いを受けることがない就業環境の整備に向けて、事業主に対する説明会の開催等により法の周知徹底を図るとともに、法令違反が疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行っている。

相談に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応するとともに、相談者のニーズに応じ、都道府県労働局長による紛争解決援助及び調停を実施し、円滑かつ迅速な紛争の解決を図っている。

育児休業からの円滑な復帰の支援

平成27年度に改定した中小企業のための「育休復帰支援プラン」の普及促進を図っている。また、中小企業において育児休業取得者の「育休復帰支援プラン」を策定・導入し、同プランに沿って当該労働者の円滑な休業の取得・職場復帰に取り組んだ場合に、当該中小企業に対し助成金を支給している。

ライフスタイルに応じた多様な働き方の選択肢の確保

育児・介護休業法における、育児・介護休業や短時間勤務制度等の両立支援制度については、周知徹底を図るとともに、行政指導の実施により履行確保を図っている。

短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、制度導入支援マニュアルの配布のほか、パート労働ポータルサイトでの周知、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組み事例等についての情報提供を行うなど、制度の周知・啓発を行っている。

全国199箇所のマザーズハローワーク等において、子育て女性等に対する再就職支援を実施している。

公的職業訓練において、託児サービスを付加した訓練コースなどを引き続き実施している。

フレックスタイム制の「清算期間」の上限延長を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第70号）が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。

平成27年以降、毎年7～8月を「ゆう活」（夏の生活スタイル変革の通称。日照時間が長い夏は、まだ明るい夕方の時間を有効に活用し、生活を豊かにしようという取組。）の実施期間とし、国家公務員において「ゆう活」の取組を進めるとともに、民間企業、地方公共団体へ働きかけを行っている。

有期契約労働者など非正規雇用の労働者に対する支援

非正規雇用労働者が育児休業を取得し、継続就業しやすくするため、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和等を内容とする改正育児・介護休業法の周知及び着実な施行を図るとともに、中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援を行う。さらに、同プランに基づき円滑な休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して、助成金を支給することにより、その取組を支援する。

パートタイム労働者について、パートタイム労働法に基づき、都道府県労働局による相談対応や事業主に対する助言・指導等により同法の履行確保を図るとともに、専門家による相談・援助、職務分析・職務評価の導入支援、助成金の活用による支援等を実施している。

平成30年6月に成立し、同年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による改正後のパートタイム・有期雇用労働法において、パートタイム労働者・有期雇用労働者について、不合理な待遇差を解消するための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備等を図り、2020年4月（中小企業は2021年4月）の施行に向けて、改正内容の周知に取り組んでいる。

テレワークの推進

政府が自ら率先してテレワークを導入する観点から、国家公務員についてもテレワークの普及促進に取り組んでおり、2017(平成29)年度の国家公務員テレワーク実績(本省分)は、実施者数が6,635人、職員総数に占める実施割合が12.4%となり、2014(平成26)年度の実施者数(561人)、職員総数に占める実施割合(1.2%)と比較して大幅に増加している。
「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)等に基づき、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの普及に向け、関係府省と連携して2020年東京大会に向けた国民運動である「テレワーク・デイズ」の実施や、「テレワーク月間」を通じた普及・啓発活動等を行っている。
企業等のテレワーク導入課題解決のための専門家の派遣のほか、全国各地での働き方改革定着に向けたテレワーク普及セミナー開催等の取組を推進している。
平成30年2月に改定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」について、周知啓発を行っている。また、テレワーク相談センターの設置・運営、テレワークに先進的に取り組む企業等に対する表彰の実施、テレワーク導入に係る助成等により、適正な労務管理下における良質な雇用型テレワークの普及を図っている。

転勤等に関する仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進の更なる取組

「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015年)改訂版」(平成27年12月24日閣議決定)を踏まえ、(独)労働政策研究・研修機構が行った転勤に関する実態調査の結果等を基に、平成29年1月～3月にかけて「『転勤に関する雇用管理のポイント(仮称)』策定に向けた研究会」で検討を行った。研究会の議論を踏まえ、平成29年3月に「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を策定し、企業等に向けて公表している。

国の率然的取組

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」及び各府省等が策定した取組計画に基づき、働き方改革、育児・介護等と両立して活躍できるための改革等に取り組んできた。また、平成28年7月に策定した「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」に基づき、リモートアクセスとペーパーレス化の推進、管理職をはじめとしたマネジメント改革等の働き方改革に重点的に取り組んできた。さらに、2018年7月・8月のワークライフバランス推進強化月間において4年目となる「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」を実施し、早期退庁や超過勤務の縮減等に取り組んだ。

(女性の活躍の推進)

女性の職業生活における活躍の推進

平成28年4月に女性活躍推進法が全面施行となり、国・地方公共団体、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主に対して、数値目標を含む事業主行動計画の策定・公表、女性の活躍状況についての情報の公表等が義務付けられた。
特定事業主行動計画は、国の機関や都道府県・市町村のすべてで、一般事業主行動計画は策定が義務付けられている企業数16,467社中16,315社(99.1%、平成30年9月末日時点)で策定されている。また、法に基づき公表された女性の活躍状況についての情報は、ホームページにおいて「見える化」を推進し、事業主の自主的な取り組みを促進している。
「女性活躍加速のための重点方針2018」(平成30年6月12日 全ての女性が輝く社会づくり本部決定)において、「女性活躍推進法について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、平成30年度中に結論を得る。」とされている。

正規・非正規にかかわらず妊娠・出産前後の継続就業の支援

非正規雇用労働者が育児休業を取得し、継続就業しやすくするため、有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和等を内容とする改正育児・介護休業法の周知及び着実な施行を図るとともに、中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援プランの策定支援を行う。さらに、同プランに基づき円滑な休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に対して、助成金を支給することにより、その取組を支援する。

時間外労働の上限規制の導入を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第70号)が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。

子育て女性等の再就職支援(マザーズハローワーク事業)

マザーズハローワーク事業については、全国199箇所の事業拠点において、子育て女性等に対する再就職支援を実施している。

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職できる再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給する「両立支援等助成金再雇用者評価処遇コース」を実施している。

農業経営体等における女性が働きやすい環境づくりの推進

法人経営体数は着実に増加(平成30年22,700法人(前年比約900法人増))。平成30年度から、都道府県段階に整備した農業経営相談所による取組等を通じて、農業経営の法人化等を推進中。

平成29年度の家族経営協定の締結農家数は全国で57,605戸となり、前年度に比べ450戸(0.8%)増加した。

平成27～29年度の3年間は、農業の未来をつくる女性活躍経営体100選(WAP100)として女性活躍推進に積極的に取り組む102経営体を認定・表彰するとともに女性活躍推進のためのセミナーを全国10カ所で開催した。平成30年度はこれらの知見を生かし、農業経営体における人材育成プログラム、ワーク・ライフ・バランス制度、職場・労働環境の改善を内容とした研修教材の開発や、経営者・管理職向けセミナーの開催等を実施し、女性の活躍推進に取り組むロールモデル経営体を育成している。

女性の幅広い活躍を推進する学び直し支援

2017(平成29)年度より「男女共同参画のための学び・キャリア形成支援事業」において、大学等、地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びと再就職・社会参画支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに関するモデルを構築するため、実証事業を行っている。また、取組の普及啓発を図るための研究協議会を開催している。

地域における女性の活躍の推進

内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援を行った。

独立行政法人国立女性教育会館においては、我が国唯一の女性教育に関するナショナルセンターとして、地域において女性の活躍を推進する中心的機関となる男女共同参画関連施設等の機能の充実・強化のため、地方公共団体や施設等の職員を対象とした研修事業や教育・学習支援事業等を行っている。

(5) 地域の実情に即した取組を強化する。

地域の強みを活かした取組支援

地方自治体の取組の支援

地域少子化対策重点推進交付金により、結婚支援とともに、男性の家事・育児への参画を促進する取組や、乳幼児との触れ合い体験、子育て支援パスポート事業など、地方公共団体が行う結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援している。
2013年度から地方公共団体や企業、特定非営利活動法人等が連携した子育て支援の取組を推進し、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成を図るため、「自治体、企業、NPOによる『子育て支援連携事業』全国会議」を開催している。

「子育て支援員」の養成

平成27年度より、地域の子育て支援等の仕事に関心を持ち、これらの各事業等に従事することを希望する者等に対し、必要となる知識や技能等を修得させるために都道府県・市町村等が実施する子育て支援員研修の開催を支援するための経費を計上している。

地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

地域少子化対策重点推進交付金により、高齢者など地域の人材が子育て支援に参画する地方公共団体の取組を支援している。
高齢者に就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

「地方創生」と連携した取組の推進

「地方創生」と連携した少子化対策の推進

地方版総合戦略の策定に当たっては、策定の手引きと併せて、地方自治体が少子化対策に関する施策立案の基礎となる人口分析用データ等を提供することにより支援を行ってきた。
平成30年度には、各地方自治体における出生数や出生率の向上に資する施策の事例調査を行っている。
これまでにほぼ全ての地方自治体(1,787団体/1,788団体)が地方版総合戦略を策定しており、その多くが出生数や合計特殊出生率等の結婚・出産に関する重要業績評価指標(KPI)を設定している。
「地域少子化対策」に関しては、内閣府内で申請等窓口を共同化しつつ、結婚に関する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を「地域少子化対策重点推進交付金」で支援し、これらの支援対象以外の官民協働、地域間連携、政策間連携等を通じた先駆的な取組を「地方創生推進交付金」で支援している。

2. きめ細かな少子化対策の推進

(1) 結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。

結婚(関連:重点課題(2))

(ライフデザイン構築のための情報提供等)

ライフデザイン構築のための支援

地域少子化対策重点推進交付金により、若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおりに描けるよう、その前提となる知識・情報を提供する地方公共団体の取組を支援している。
若者のライフプランニングを支援するため、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が連携しながら、高校生のキャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」を作成し、2018(平成30)年11月に地方公共団体等に周知を図った。

(結婚や子育てに関する情報発信の充実)

結婚や子育てに関する情報発信の充実

地方公共団体において結婚支援に取り組む担当者及び結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する結婚支援者を対象に、結婚支援の更なる充実に向け、情報の共有や機運の醸成を図るため、「結婚応援に関する全国連携会議」を開催している。

「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

毎年、「家族の日」(11月第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後各一週間)を実施し、地方公共団体の協力を得たフォーラムの開催や「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」を行っている。

家族形成に関する調査・研究等

結婚観、子育て観、家族観などを把握する「少子化社会対策に関する意識調査」、「少子化社会に関する国際意識調査」を実施し、少子化対策について総合的かつ計画的に推進するための基礎資料とするとともに、調査結果は内閣府ホームページに掲載し情報発信を行っている。

妊娠・出産(関連:重点課題(2))

(妊娠から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築)

「子育て世代包括支援センター」の整備

2016(平成28)年度において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を提供するため、母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターの設置を市町村の努力義務として法的に位置付けた(平成29年4月1日施行)。また、2017(平成29)年8月に、子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインを策定し、自治体に周知を行った。同センターについては、「ニッポン一億総活躍プラン」において、2020(平成32)年度末までに全国展開を目指すこととしており、2018(平成30)年4月1日時点で1,436か所(761市町村)で実施している。

産後ケアの充実

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施している(392市区町村(平成29年度))。また、2017(平成29)年8月に、ガイドラインを策定し、自治体に周知を行った。

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)等の実施

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は1,734市町村(平成29年4月1日現在)で実施している。
養育支援訪問事業は、1,476市町村(平成29年4月1日現在)で実施している。

(マタニティハラスメントの防止等)

指針の周知徹底及び企業の指導

上司・同僚による、職場における妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を講じることを事業主に義務付けること等を内容とする男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正について、平成29年1月から施行し、指針等の周知・啓発を行っている。

女性労働者の妊娠中及び出産後の母性健康管理の推進

男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置及び労働基準法の母性保護規定について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知徹底を図っている。事業主が母性健康管理の措置を適切に講じるよう指導等を行うとともに、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。企業や働く女性に対して母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」により、制度の周知を図っている。

(妊娠・出産に関する経済的負担の軽減と相談支援の充実)

妊婦健診や出産・産前産後休業期間中に係る経済的負担の軽減

妊娠の早期届出(それに伴う母子健康手帳の早期交付)及び妊婦健診の適正な受診について、リーフレットの作成・配布等を通じて広く国民に周知を図っている。また、妊婦に対する健康診査については、妊婦が必要な検査項目及びその回数(14回程度)を受けられるよう、地方財政措置が講じられている。産前産後休業中に事業主から報酬が受けられない場合に標準報酬月額 $\frac{2}{3}$ を支給する出産手当金や、出産に要する経済的負担を軽減するために原則42万円を支給する出産育児一時金を支給している。また、産前産後、育児休業期間中の厚生年金保険及び健康保険の保険料免除を行っている。国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料負担免除制度が導入される予定(平成31年4月施行)である。

産科医療補償制度の整備

ほぼ全ての分娩機関が、産科医療補償制度へ加入(加入率:99.9%)しており、年間500件ほどの審査を実施し、収集した事例の整理・分析により、再発防止に関する報告書等の情報を提供するなど、適切に制度が実施されている。

相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)

妊娠や出産、人工妊娠中絶等の悩みを抱える方に対して、市区町村による訪問指導等の母子保健事業を活用した相談支援のほか、都道府県、指定都市、中核市が実施する「女性健康支援センター」(73都道府県市(平成30年7月1日時点))や市区町村が実施する「子育て世代包括支援センター」(761市区町村、1,436か所(平成30年4月1日時点))において、相談支援を行っている。「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、2018年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図っている。

(周産期医療の確保・充実等)

出産環境の確保

安心して子供を生み育てることができるよう、

特定の地域や診療科での勤務を条件とする「地域枠」を活用した医学部入学定員の増加や地域医療支援センターによる医師不足病院への医師確保支援等を通じて産科医の確保を図っている。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、分娩件数に応じた医師への手当を支給する医療機関に対する財政支援を行っている。分娩施設が少ない地域において、新規に分娩施設を開設する場合などの施設や設備の整備に対する財政支援を行うとともに、2017年度からは産科医の確保が困難な医療機関に産科医を派遣する場合の財政支援を行うなど、分娩可能な産科医療機関等の確保に取り組んでいる。

助産師の活用

助産師外来や院内助産の開設促進のため、平成29年度に「院内助産・助産師外来ガイドライン」の見直しを行った。また、助産師を活用し、地域において安心・安全な出産ができる体制を確保するため、就業助産師の偏在解消、助産実践能力の強化、助産学生等の実習施設確保及び助産所と連携する医療機関の確実な確保を図る目的で、平成27～30年度に「助産師出向支援導入事業」を実施している。

周産期医療体制の整備・救急搬送受入体制の確保

リスクの高い妊産婦や新生児などに高度な医療が適切に提供されるよう、2019年度予算においても、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの医師・看護師等の確保を含む運営費等に対する財政支援を行っており、NICUについては、目標であった出生1万人当たり25～30床を2017年度に全都道府県で達成できた。また、地域医療支援センターによる医師確保を支援するとともに、周産期医療対策事業等を通じて、周産期母子医療センターと地域の分娩施設等との連携を推進している。

(不妊治療等への支援)

不妊専門相談センターの整備

都道府県、指定都市、中核市が実施する「不妊専門相談センター」において、専門医等が、不妊や不育症に関する医学的な相談や、心の悩みに対する相談等を実施している(67都道府県市(平成30年7月1日時点))。

不妊治療に係る経済的負担の軽減等

2016年1月から、早期の受診を促すため、出産に至る割合が高い初回治療の助成額を15万円から30万円に拡充するとともに、不妊の原因が男性にある場合に精子回収を目的とした手術療法を実施した場合、高額な医療費の負担を軽減するため、更に15万円を上限に上乗せして助成している。
年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識を持ち、希望する妊娠・出産を実現のため、妊娠等に関し必要な知識の普及を図ることを目的とした動画『妊娠と不妊について』を平成26年に厚生労働省のホームページに掲載し、自治体による周知に資するよう配布した。
この動画は、妊娠のしくみや不妊の原因、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について、約12分でわかりやすく解説したもので、妊娠・出産を考えている方だけでなく、広く国民の皆さんにご覧いただきたいと考えている。

(健康な体づくり、母子感染予防対策)

母子保健・母子感染予防対策の推進

21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21(第2次)」を2015(平成27)年度から推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。第2次計画(2015～2024(平成36)年度)では、10年後に目指す姿として「すべての子どもが健やかに育つ社会」を掲げ、その実現に向けて取組を進めている。また、母子感染予防対策として、「HTLV-1母子感染対策事業」を実施し、都道府県における母子感染対策協議会の設置(41都道府県 平成28年4月1日)や、母子感染予防のための保健指導等の支援体制の整備を図っている。

子育て(関連:重点課題(1)(2)(3))

(子育ての経済的負担の緩和・教育費負担の軽減)

児童手当の支給

児童手当については、平成24年4月から新しい児童手当制度による児童手当が支給されており、児童を養育している者に児童1人につき月額1万円もしくは1万5千円、所得制限額以上の者に対し、特例給付として児童1人につき月額5千円を支給しているところ。

幼児教育の無償化の段階的実施

毎年度、必要な財源を確保しながら幼児教育の無償化に段階的に取り組んできたところ。

平成27年度は、低所得世帯の保護者負担の軽減を図るため、市町村民税非課税世帯の幼稚園の保育料を月額9,100円から3,000円に引き下げた上、市町村に対する補助を拡充。

平成28年度は、多子世帯の負担軽減策として幼稚園、保育所等の保育料について、兄弟の年齢が一定範囲にある場合に第2子を半額、第3子以降を無償とする支援を行っていたところ、世帯収入が一定額以下の場合について、兄弟の年齢にかかわらず1ひとり親世帯等は、第1子が半額、第2子以降は無償、21以外の世帯は、第2子は半額、第3子以降は無償となるよう制度を拡大。

平成29年度からは、1市町村民税非課税世帯の第2子の完全無償化に加え、2世帯収入が一定額以下の場合について、ひとり親世帯等の負担軽減措置の拡充等を実施。

平成30年度については、世帯収入が一定額(年収約270万円～約360万円)の場合について、幼稚園等に通う教育認定を受けた子供の負担軽減措置を拡充。

さらに、「骨太の方針2018」(2018年6月閣議決定)等に基づき、2019年10月より、3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する。

高校生等への修学支援

平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」等において、「消費税使途変更による、現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する」、「その上で、消費税使途変更後の2020年度までに、現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など、引続き、政府全体として安定的な財源を確保しつつ、年収590万円未満世帯を対象とした実質無償化を実現する」とことされた。この方向性に沿って、私立高等学校授業料の実質無償化の実現に向けた検討を進めている。高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)については、平成26年度に制度を創設して以降、補助対象費目の拡大や給付額の増額など制度の拡充を行っており、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図っている。2019年度予算案においても、必要な経費を計上している。

高等教育段階における教育費負担軽減策の充実等

2017年12月に閣議決定した、「新しい経済政策パッケージ」及び2018年6月に閣議決定した、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、2020年4月から、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象として、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校における授業料減免及び給付型奨学金の支援対象者へ支援額を大幅拡充することとしている。

(多様な主体による子や孫育てに係る支援)

祖父母等による支援

三世同居など複数世帯の同居に対応した住宅の整備及びリフォーム工事への補助、リフォーム工事を行った場合の所得税の税額控除の取組を行っている。UR賃貸住宅において、子育て世帯とそれを支援する世帯が同居する場合の家賃減額を行っている。

商店街の空き店舗、小中学校の余裕教室、幼稚園等の活用による地域の子育ての拠点づくり

小中学校の余裕教室を子育て支援施設に転用することに関し、公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化や活用事例を紹介したパンフレットの周知により、地方公共団体における取組を促進している。また、平成29年10月には、「子育て安心プラン」に基づく小中学校の余裕教室等を活用した保育所等の整備について、児童福祉部局と連携・協力するよう各都道府県の教育委員会に通知を発出したところである。

平成30年度当初予算「地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）」において、支援補助6分野の一つである「少子高齢化」に関する事業として、児童や高齢者の見守り機能を搭載したICポイントカードシステムの導入や多世代交流コミュニティスペースの整備等の商店街の取組に対して支援を行い、調査分析事業及び支援事業について、あわせて33件採択を行った。

NPO、企業等による支援

毎年、「家族の日」（11月第3日曜日）や「家族の週間」（家族の日の前後各一週間）を実施し、地方公共団体の協力を得たフォーラムの開催や「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」を行っている。

（子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境整備）

<子育てしやすい住宅の整備>

融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

子育て支援の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、全期間固定金利のフラット35について金利を引き下げることにより、子育て支援の推進を図る。

住宅ローン減税等の税制措置を講じている。

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

地域優良賃貸住宅制度等により、子育て世帯等を対象とした優良賃貸住宅の供給を支援している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の低廉化に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国も支援を行っている。URの子育て世帯向け地域優良賃貸住宅についても、家賃の低廉化に要する費用について、支援（1/2補助）を行っているところ。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」（2017年4月26日公布、同年10月25日施行）により、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度等を内容とする「新たな住宅セーフティネット制度」が創設され、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を実施している。

公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅：入居者の選考に対し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取り扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。なお、公営住宅の入居にあたり、小さな子供がいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯について、優先入居の取扱いを行うことが適当である旨平成17年及び平成25年に各地方公共団体に通知している。本通知において、優先入居の方法の例示として、倍率優遇方式、戸数枠設定方式及びポイント方式をあげている。

UR：新築物件の申込み抽選時に子育て世帯等の当選倍率を優遇している。

公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅の建替えや改修と併せて子育て支援施設等を導入する取組や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が支援を行っている。

市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。

街なか居住等の推進

職住近接で子育てしやすい都心居住、街なか居住を実現するため、住宅の供給や道路・公園等の整備やコミュニティ施設の整備、空き等の活用に対し支援を行っている。

< 小児医療の充実 >

小児医療の充実

地域においていつでも安心して医療サービスを受けられるよう、2019年度予算においても、小児救急医療機関の運営等に対する財政支援を行っている。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、都道府県が実施する子ども医療電話相談事業(8000事業)についても財政支援を行っている。

小児慢性特定疾病対策等の充実

児童福祉法に基づき、小児期における小児がんなど特定の疾病(小児慢性特定疾病)に対する医療費助成や患者の自立を支援する事業を進める等、小児慢性特定疾病に対する総合的な対策の充実を図っている。

予防接種の推進

予防接種法に基づきに策定された「予防接種に関する基本的な計画(平成26年厚生労働省告示第121号)」に則り、定期の予防接種の着実な実施を図っている。

こころの健康づくり

児童生徒の相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等、教育相談体制の整備を支援している。また、児童生徒の心身の健康や教育に関する相談体制が充実するように、指導参考資料を作成し、周知を行った。

精神保健福祉センターや児童相談所を含む教育・福祉・医療などの業務従事者に対し、ひきこもり、不登校、家庭内暴力など児童思春期の心の問題に関する専門家を養成するための研修を実施している。

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を受け、2018年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上等児童相談所の相談対応体制の強化を図っている。

< 子供の健やかな育ち >

学校の教育環境の整備等

幼児教育の質の向上と振興については、

(1)2018年度においては、「幼児教育の質向上推進プラン」として、以下の取組を通して、幼児教育の質の向上に取り組み、振興を図った。

幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の配置など、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築する「幼児教育の推進体制構築事業」(2016年度～2018年度)を29自治体で実施

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援する「幼稚園の人材確保支援事業」を10団体で実施

幼児教育に係る教職員の資質能力向上、幼児期における指導方法等の改善、その他幼児教育に関する様々な課題についての調査研究を行う「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」を5団体で実施

(2)さらに、2017年3月に幼稚園教育要領改訂を行い、2018年度から実施している。

平成29年3月に小・中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示した。新学習指導要領においては、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、子供たちに、確かな学力・豊かな心・健やかな体(知・徳・体)のバランスのとれた「生きる力」をより一層確実に育てていくことを目指している。新学習指導要領の趣旨の着実な実現のため、趣旨の周知・徹底に加え、学校や教師が担う業務の明確化・適正化による業務負担の軽減や学校の指導・運営体制の効果的な強化・充実などの施策を進めているところ。

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進しているとともに、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を全ての公立学校において導入することを目指している。(平成30年度:地域学校協働活動を推進する地域学校協働本部 6,190本部、放課後子供教室 18,749教室、家庭教育支援 5,291箇所、学校運営協議会を設置している学校 5,432校)

地域人材の活用や学校等との連携による訪問型家庭教育支援事業を6地方公共団体で実施。

いじめ防止対策の推進

2016(平成28)年に、いじめ防止対策推進法施行後3年が経過したことを受け、同法の施行状況の検証を行い、2017年(平成29)年には、学校におけるいじめへの組織的な対応を徹底させることなどを促すため、基本方針の改定を行うとともに、学校の設置者及び学校における同法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。

いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や、教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめに対応するため、「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための対策を推進した。

退職した警察官等から成るスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。2018(平成30)年4月現在、44都道府県で約850人のスクールサポーターが配置されている。

「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進

金融経済教育について、金融庁・財務局職員が行う出張授業として従来から実施している大学・国立大学附属学校に加え、公立・私立高校等への展開も含め、抜本的に拡充。高校学習指導要領及び同解説の改訂において、金融経済教育に関する内容が拡充されたことから、同内容について教科書会社等への情報提供を実施。金融経済教育推進会議の枠組みにおいて、日銀等の関係団体と連携し、主に大学生向けの金融リテラシーに係る導入用の講義資料(コアコンテンツ)を策定中(4月に公表予定。記載時期によって内容変更)。

消費者教育の推進に関する法律に基づき定められた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者教育推進会議の意見を聴きつつ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進している。2018(平成30)年の基本方針の閣議決定を踏まえ、同方針で掲げた「当面の重点事項」を始めとする課題に関する施策の推進方策を検討するため、分科会を開催し、検討を行っている。

青少年の体験活動を推進するため、全国的な普及啓発事業、青少年の体験活動推進に関する調査研究、企業の社会貢献としての体験活動推進に関する教育CSRシンポジウム等を実施するとともに、青少年の自己肯定感を向上させるために効果的だと考えられる事業を検証することにより、青少年の体験活動の機会の充実と普及促進を図った。

栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す「つながる食育推進事業」を実施している。

「健全育成のための体験活動推進事業」において、学校教育活動における宿泊体験活動の取組を支援するとともに、農山漁村体験活動の導入のための教育委員会の取組や教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組を支援している。

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、家庭科等の関係する教科等において、児童生徒の発達段階に応じて、消費者教育・金融教育が行われている。

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の各教科等において伝統や文化などについての学習が行われている。

次代を担う子供たちに対して伝統文化・生活文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供しているほか、小中学校において子供たちが文化芸術団体や芸術家による実演芸術公演を鑑賞・体験する機会の提供に取り組んでいる。これらの取組を通じ、文化芸術の未来への継承を図るとともに、子供たちの豊かな感性や発想を育むよう努めている。

「連携・協働による消費者教育推進事業」を実施し、消費者教育推進委員会を設置し、消費者教育の推進のために必要な施策の検討を行い、消費者教育フェスタの開催や消費者教育アドバイザーの派遣事業、実証的共同研究等の各種取組を行った。平成31年度より「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」に名称変更の上、若年者への消費者教育推進に特化した取り組みとして実施。

「食育」の普及・促進については、平成28(2016)年3月に策定された第3次食育推進基本計画(計画期間:2016年度～2020年度)に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

食や農林水産業への消費者の理解を深めるため、教育ファーム等の農林漁業体験機会を提供する取組の支援等、平成31年度予算案においても必要な予算を計上。

食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図るための農林漁業体験施設等の整備を支援するとともに、子供も含めた幅広い世代を対象とした農林漁業体験活動など、農山漁村が持つ地域資源を観光・福祉・教育等に活用した都市と農山漁村の交流を促進するための取組を支援している。

森林内での多様な体験活動等を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学ぶ森林環境教育を推進するため、学校林等の身近な森林の活用等による幅広い体験活動の機会の提供、体験活動の場に関する情報の提供、教育関係機関等との連携の強化を実施している。

子供の遊び場を確保するため、社会資本整備総合交付金等により都市公園等の整備を推進。

地方公共団体が下水再生水の活用等により、親水性のある水辺空間の整備を行う際、社会資本整備総合交付金等による財政支援を実施している。河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺の安全利用のための情報提供や学習プログラムの紹介など、水辺での活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等(水辺の楽校プロジェクト:2017(平成29)年度末287か所登録)をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」(2017年度末302か所登録)を実施している。

国立公園等の自然豊かな地域において、子ども達に自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、子ども達が参加できる自然体験や保全活動等を行っている。(平成29年度実績:子どもパークレンジャー13箇所945名。国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業4地域)

< 地域の安全の向上 >

災害時の乳幼児等の支援

平成30年度総合防災訓練大綱(平成30年5月29日中央防災会議決定)において、避難場所への避難誘導、避難所の開設・運営等に関する訓練を防災関係機関等や要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。)本人、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として要配慮者が利用する施設をいう。)の管理者等の参加を得て実施するよう、地方公共団体に促しているところ。

子供の事故防止

収集した事故情報をもとに、保護者等に向けた注意喚起を行い、事故予防の豆知識などをメールマガジンやツイッターで発信している。そのほか、各地の子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の事故防止に関する啓発活動を行っている。また、子供の事故防止に関する調査(平成29年度)を行っている。

家庭内における子供の事故防止について、母子保健事業等の機会を活用し保護者に周知・指導を行う事業について、平成24年度から地方財政措置を講じている(乳幼児健康診査の際に事故防止対策事業を実施している市町村の割合:97.6%(平成28年度))。

子供をはじめとした公園利用者の事故を防止するため「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」(平成26年6月)等を周知するとともに、公園施設に起因する事故情報を収集し、類似事故の防止のため、全国の公園管理者への注意喚起等を実施。

建築物の所有者、管理者による維持保全を自治体を通じて促進している。現大綱の下では、自治体に対して当該促進に関する計画(建築行政マネジメント計画)の改訂依頼及びフォローアップを行った。

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において、遊戯施設及び昇降機(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機)の事故調査結果(報告書)23件を公表した(平成27年4月から平成30年12月末時点)。

「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」を推進し、子供の事故防止に取り組んでいる。平成28(2016)年6月には、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、平成29(2017)年5月に、関係府省庁連絡会議を実施主体として、「子どもの事故防止週間」を新たに定め、関係府省庁が連携して、集中的な広報活動を実施している。

幼稚園・保育所等における事故の発生・再発防止

教育・保育施設等における事故防止策等に関しては、平成28年3月に「重大事故や事故発生時の対応に関するガイドライン」及び「重大事故の再発防止のための地方自治体による事後的検証に係る体制整備」について、地方自治体宛てに通知を发出するなど、事故発生・再発防止の取組を推進している。これらの取組に加え、国においても事故報告の傾向分析や再発防止の提言等を行うため、有識者会議を設置し、関係省庁や自治体と連携して、教育・保育施設等における重大事故の発生や再発防止に努めている。

交通安全教育等の推進

関係機関・団体等と連携・協力し、子供の発達段階や通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進している。また、幼稚園や保育所等において、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付方法や、幼児二人同乗用自転車の安全な利用に関する指導等を行っている。

交通安全教育に関する指導資料・教材の作成・配付及び学校における交通安全教育に係る指導者の研修に対する支援を行っている。

犯罪等の被害の防止

「登下校防犯プラン」(平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定)を受け、警察、教育委員会・学校、自治体、保護者、地域のボランティア等の関係者等において「地域の連携の場」を構築し、登下校時における防犯対策について意見交換等を行っている。

通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官による警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、スクールサポーターや防犯ボランティア、学校等と連携した見守り活動を推進している。

「子供110番の家」を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報について、教育委員会、小学校等との情報共有及び地域住民への情報発信を推進している。情報共有については、警察と学校の間で連絡担当者を決めるなど連絡体制の整備を図ったほか、情報発信に当たっては、子供の見守り活動に直接役立つようなより粒度の高い情報、保護者が取りうる防犯対策、受信者側の具体的な対応に資するような効果的な情報について提供・発信している。

「地域ぐるみの学校安全体制整備の推進」において、「スクールガード(学校安全ボランティア)」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制の整備を推進している。

小学校等において、学年等に応じて、演劇やロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について、子供が考えながら参加できる防犯教室を関係機関・団体と連携して開催している。

防犯を含む生活安全に関する指導資料・教材の作成・配付及び学校における防犯教育に係る指導者の研修に対する支援を行っている。

平成30年7月27日、子ども・若者育成支援推進本部において、青少年インターネット環境整備法の改正を踏まえたフィルタリングの利用促進、子供の低年齢期からの保護者・家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策の推進を柱とする「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」を決定し、関係省庁と連携して各種取組を推進。

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間(平成30年7月)」や「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動(平成29年12月～平成30年5月)」などを実施し、関係機関・団体等と連携して総合的・集中的な広報啓発を行った。

地域における関係機関・団体等の連携体制構築を支援するため「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム(平成30年10月～11月)」を神奈川県、群馬県、香川県にて開催した。

子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での出前講座であるe-ネットキャラバンを、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催した。

2018年1月に、店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布した。

学校における情報モラル教育の充実を図るため、指導資料の改善・充実、指導者を対象としたセミナーの開催等を行っている。

多くの青少年がスマートフォン等を手にする時期に合わせ「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を関係省と連携し実施した。文科省においては、教育委員会等へ協力依頼文を発出するとともに、インターネット利用に関する留意点やトラブル・犯罪被害の事例、相談窓口などを盛り込んだ普及啓発リーフレットを作成し、教育委員会や小中高等学校等に配付した。

インターネット上のマナーや家庭でのルール作りの重要性を周知するため、有識者で構成する「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、保護者を対象とするシンポジウム等を開催した。

都道府県警察の本部に設置された「子供女性安全対策班」等により、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の段階で行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる活動を推進し、子供を被害者とする性犯罪等の未然防止を図った。

子供の健康に影響を与える環境要因の解明

約96%の参加者率を維持し調査を継続中。平成31年度からは8歳時を対象とした学童期検査を開始予定。化学物質の解析も進んできており、今後は、解析結果を用いて発表された論文結果を地域の子育て世代との対話事業等を通じて社会に還元していく予定。

(様々な家庭・子供への支援)

< 貧困の状況にある子供への支援 >

子供の貧困対策の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」において、子供の貧困の状況を把握するため定めている25の指標については、子供の貧困率が経済状況が好転する中で13.9%（平成27年）に低下、生活保護世帯や児童養護施設の子供の進学率が上昇するなど、改善が見られている。現在、同大綱を平成31年度中を目途に見直すことを子どもの貧困対策会議で決定し、それに向け、有識者会議で議論いただいている。

平成27年10月より引き続き官公民が連携し子供たちを支援するため「子供の未来応援国民運動」を推進。同国民運動の一環であり、誰もが支援に参加できる仕組みとして平成27年10月に創設された「子供の未来応援基金」は、平成30年末時点で個人や企業から累計総額約10億円を超える寄付が集まっており、これまで2回にわたり子供たちに寄り添った活動を行う延べ165のNPO法人等民間団体が同基金の支援を受けて全国各地で活動を展開した。

平成27年度補正予算において、地方公共団体が地域の実情に応じて子供の貧困対策を進めていくため、関係行政機関、企業、特定非営利活動法人等との地域ネットワークを形成するための取組を支援する目的で、「地域子供の未来応援交付金」を創設。その後、地方公共団体等からの要望も踏まえ、先行事例の周知、職員を派遣した説明会の実施のほか、交付要件の弾力化や子供たちの支援に直接つながる事業と関係行政機関等の体制整備を一体的に実施することを可能とするなど、より効果的な事業となるよう不断の見直しを実施。平成30年度には、地方自治体が安定的に取り組むことができるよう、当初予算化を実現。現在まで、273自治体に対し、約7.5億円の交付決定を行っている（平成30年10月時点）。

<ひとり親家庭支援>

子育て・生活支援

ひとり親家庭に対しては、保育所等の優先入所や居宅訪問型保育事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等の実施により子育て支援を実施している。ひとり親家庭等日常生活支援事業については、平成28年度より、未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等に定期的な利用を可能とする等、支援を拡充した。

平成27年度以前に実施していた「児童訪問援助事業」及び「学習支援ボランティア事業」を再編し、ひとり親家庭の子供に対し、放課後児童クラブ等の終了後に、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う「子どもの生活・学習支援事業」を、平成28年度から実施している。

就業支援

ひとり親家庭の就業支援については、都道府県、政令市、中核市において実施される母子家庭等就業・自立支援センター事業により、就業相談、就業講習会、就業情報の提供などを行っている。また、一般市等においては、一般市等事業として就業相談、就業支援講習会等を実施している。平成28年度からは、一般市等が母子家庭等就業・自立支援センターと同様の事業を行う場合の支援メニューを、就業支援関係事業、養育費等支援関係事業、広報啓発等事業に拡充するとともに、一般市等が当該事業を実施した場合に補助金を受けやすくなるよう見直しを行い、自治体における取組が推進されるよう支援を行った。

ひとり親家庭の親の資格取得支援では、高等職業訓練促進給付金について、平成28年度から、支給期間を2年から3年に拡充し、養成期間が3年の資格（看護師等）についても全期間支給可能とした。また、養成機関における修業期間も2年以上から1年以上に緩和して、調理師や製菓衛生師等の資格も対象に拡大する等、ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実を図った。平成30年度からは高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大した。

ひとり親家庭の親の技能習得支援では、自立支援教育訓練給付金事業について、平成28年度から、支給額を、教育訓練の受講のために支払った費用（入学金及び授業料に限る。）の20%（上限10万円）から60%（上限20万円）に拡充した。平成29年度には、自立支援教育訓練給付金事業について、雇用保険の一般教育訓練給付金（受講費用の2割相当額、上限10万円）の支給を受けることができるひとり親に対しても、受講費用の6割（上限20万円）との差額を支給できるよう拡充した。

ひとり親家庭の親が子供を育てながら働くとともに、将来的に正規雇用に移行するためのスキルアップを図るため、在宅就業に関する支援については、在宅就業希望者等に対し、在宅業務を適切に行うために必要なノウハウを習得するための支援等を行う在宅就業コーディネーターを自治体に配置し、自営型の在宅就業や企業での雇用への移行を支援する「在宅就業推進事業」を実施した。

全国199箇所のマザーズハローワーク等において、子育て女性等に対する再就職支援を実施している。

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、児童扶養手当受給者を含めた生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。

公共職業訓練において、母子家庭の母及び父子家庭の父の特性に応じた訓練コースを引き続き実施している。

公共職業訓練において、委託訓練では平成22年度から、施設内訓練では平成27年度から、託児サービスを付加した訓練コースを実施している。また、平成27年度から1日の訓練時間数を短く設定した短時間訓練コースも実施している。

求職者支援訓練においても、平成28年10月から託児サービスを付加した訓練コース及び短時間訓練コースを実施している。

養育費の確保等

地方自治体の母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費取得のための取決めや支払の履行・強制執行の手續に関する相談や情報提供、家庭裁判所等への同行支援を行っている。また、同センターでは、養育費に関する講習会等を実施するとともに、弁護士による養育費取得のための取決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を実施している。さらに、厚生労働省が民間団体に委託して行う養育費相談支援センターにおいては、母子家庭等からの養育費に関する相談や自治体の相談対応職員に対する研修等を毎年度実施している。

経済的支援

ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行っている。
児童扶養手当については、平成28年8月より第2子加算額及び第3子以降加算額の増額を行ったほか、平成30年8月より全部支給所得制限限度額の引上げを行った。さらに、支払回数について、平成31年11月より現行の年3回から年6回に増やす。
母子父子寡婦福祉資金貸付金については、平成27年度より違約金の利率を年10.75%から年5%へ引き下げ、平成28年度には、保証人がいない場合の貸付利率を年1.5%から年1.0%へ引き下げた。また、平成30年度では、ひとり親家庭の子どもが大学院に就学するために必要な経費の貸付けに係る資金（修学資金及び就学支度資金）を創設した。

< 児童虐待の防止、社会的養護の充実 >

児童虐待防止に向けた普及啓発（オレンジリボン・キャンペーン）

児童虐待を発見した人や子育てに悩みを抱える人が適切に通告・相談できるよう、児童虐待防止推進月間（11月）において、児童相談所全国共通ダイヤル（189）を記載したポスター等の広報・啓発物品を作成し、全国の自治体、関係府省庁及び関係団体等に配布するとともに、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」の開催、政府広報の活用等により、児童虐待は社会全体で解決すべき問題であることを周知・啓発している。

児童虐待の未然防止、重篤化防止のための早期対応

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を受け、2018年12月に策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置促進、要保護児童対策調整機関調整担当者、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等児童虐待対応における市町村及び児童相談所の体制強化を図っている。
「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の調整機関に専門職員を配置している市町村は87.3%（2018年2月調査時点）となっている。
「児童虐待防止と学校」、「養護教諭のための児童虐待対応の手引」等の教職員用研修資料を作成するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）を受け各都道府県教育委員会等に研修の充実を呼び掛けている。

家庭的養護の推進

「里親支援事業」やケア単位の小規模化にかかる予算措置を行い、家庭と同様の環境における養育を推進している。平成29年度予算において里親手当を増額し、平成30年度予算においては、ファミリーホームにおける措置費の支弁方法の見直しや児童養護施設等が設置する分園型小規模グループケアの設置が所数の制限の廃止を行った。

施設退所児童等の自立支援策の推進

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を対象とした「就学者自立生活援助事業」のほか、施設を退所した児童等に対する支援として「社会的養護自立支援事業」や「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」を実施している。とりわけ、平成28年度予算において、賃貸物件を利用して児童養護施設等を運営する場合の賃借料の実費を支弁できることとした。平成29年度予算においては、自立援助ホームの入居児童が大学に進学した場合に大学進学等自立生活支度費を支弁できることとした。

被措置児童等虐待の防止

入所児童に対するケアの充実を図るため、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業」や「基幹的職員研修」などを実施している。

社会的養護関係施設における地域支援機能の充実

子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言等を行う「児童家庭支援センター運営等事業」のほか、より家庭的な環境を実現していくため、乳児院等の機能強化・多機能化を推進している。

< 障害のある子供等への支援 >

障害のある子供の保育等

平成22年12月の障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月より障害児施設の一元化や通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行し、身近な地域での支援を充実する取組を推進している。また、その際に新設した「保育所等訪問支援」を活用することにより、保育所の一般施策における障害児の受入の促進を図っている。
平成28年6月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正において、障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る「障害児福祉計画」を策定することを地方公共団体に義務付けた。

関係機関の連携の強化による支援の実施

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、保育所等の関係機関との連携を評価する加算を設けた。また、平成30年度と同報酬改定において、医療機関との連携を評価する加算を拡大するとともに、看護職員の加配を評価する加算を設けた。
平成28年6月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正において、障害のある子どもに対して切れ目のない支援を行うよう、「障害児福祉計画」を策定することを地方公共団体に義務付けた。
平成31年度予算案において、教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し教育と福祉の連携や保護者支援を推進する「家庭・教育・福祉連携推進事業」を創設している。

発達障害のある子供への支援の充実

国立精神・神経医療研究センターにおいて、発達障害の適切な診断や治療等を行える医師等の専門家の育成に努めている。
どの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とするとともに、発達障害の早期発見、早期支援を図るため、都道府県等において、発達障害に関する国の研修内容を踏まえた「対応力向上研修」をかかりつけ医等に対して実施できるよう予算事業として、推進している。その他、発達障害の早期発見のためのアセスメントツール導入（発達障害支援体制整備）、ペアレントトレーニング等の実施及びペアレントメンターの育成など家族支援体制の整備、一連のライフステージを通じ、一貫した支援を行うため、地域支援マネジャーによる関係機関等のネットワークの構築のための費用を確保している。また、平成31年度より発達障害診断待機解消事業を創設し、発達障害の診断を早期に行える体制の確保を行う。

「気づき」の段階からの支援

就学時の健康診断においては、乳幼児健康診査での情報の活用を促すなど、特別な支援が必要となる可能性のある子供の早期発見に努めている。

特別支援教育の推進

障害のある児童生徒の自立と社会参加に向け、地方自治体における、特別な支援を必要とする子供への切れ目ない支援体制の整備や、看護師等の専門家及び特別支援教育支援員の配置を支援している。また、発達障害の可能性のある子供への支援の充実に資するため、委託事業や研修を実施し、教員の専門性の向上を図っている。

< ニート、ひきこもり等の子供・若者への支援 >

地域のネットワークを通じた子供・若者への支援

地方公共団体の実情に応じて、子ども・若者支援地域協議会の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保を図るため、「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施している。また、支援に携わる人材養成のため、アウトリーチ(訪問支援)研修をはじめとする各種研修を実施している。

< 遺児への支援 >

遺児への支援

平成26年度に創設した「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」(平成27年度は被災者健康・生活支援総合交付金内の事業、平成28年度以降は被災者支援総合交付金内の事業(いずれも復興庁所管))を通して、遺児を含む被災児童とその家族への児童精神科医等の巡回相談等による子どもの心のケアに対する支援を行っている。
東日本大震災の発生から7年が経過し、被災児童の生活状況も成長に応じて変化していることから、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において「東日本大震災における震災孤児等への支援に関する調査研究」を行い、現在の状況を把握・整理するとともに、これまでの支援を振り返り、適切な支援が行われていたのか検証し、今後の必要な支援について明らかにすることとしている。
交通事故遺児支援については、自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)において、中学校卒業までの遺児等を対象に、育成資金の無利子貸付を行っており(平成29年度貸付対象者数:133人)、公益財団法人交通遺児等育成基金においては、満16歳未満の遺児を加入対象に、育成給付金の支給を満19歳に達するまで行っている(平成29年度支給対象者数:666人)。

< 定住外国人の子供に対する就学支援 >

定住外国人の子供に対する就学支援

平成27年度より、就学に課題を抱える外国人の子供の学校への就学に向けた取組を行う自治体を支援する「定住外国人の子供の就学促進事業」を実施。平成31年度も引き続き取組を推進することとしている。
各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業」を実施しているところ。平成31年度予算案では同事業において、保幼小連携、キャリア教育、企業等との連携、少数在籍校における指導体制構築支援等の拡充を図っている。また、公立学校において、2026年度には日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、義務標準法の規定に基づいた改善を着実に推進している

教育

学校教育段階からの妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の教育

地域少子化対策重点推進交付金により、若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおりに描けるよう、その前提となる知識・情報を提供する地方公共団体の取組を支援している。
妊娠・出産、エイズを含む児童生徒の健康問題に関する正しい知識を盛り込んだ教材を作成し、全国の高等学校等に配付するとともに、授業の中で「結婚生活と健康」について指導がなされた。また、妊娠・出産等を含む性に関する知識や理解を深めるための、教職員向けの研修を実施した。
地域少子化対策重点推進交付金により、若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおりに描けるよう、その前提となる知識・情報を提供する地方公共団体の取組を支援している。

性に関する科学的な知識の普及

妊娠・出産、エイズを含む児童生徒の健康問題に関する正しい知識を盛り込んだ教材を作成し、全国の高等学校等に配付するとともに、授業の中で「結婚生活と健康」について指導がなされた。
エイズ対策促進事業等を通じて、保健所から学校への講師派遣や資材作成に係る費用について補助し、健康教育の普及を図るとともに、特定感染症検査等事業を通じて、電話相談を含めた相談事業に係る費用の補助を行っている。

妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

妊娠・出産、エイズを含む児童生徒の健康問題に関する正しい知識を盛り込んだ教材を作成し、全国の高等学校等に配付するとともに、授業の中で「結婚生活と健康」について指導がなされた。
学習指導要領に基づき、高等学校の家庭科において、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについての学習が行われている。

キャリア教育の推進

社会全体でキャリア教育を推進していこうとする気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が共同して、学校関係者と企業等が優れた取組事例を共有する「キャリア教育推進連携シンポジウム」を引き続き開催している。
小・中学校等において、チャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行う「小・中学校等における起業体験推進事業」を実施している。
「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する「地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業」を実施している。
学校における「キャリア・パスポート(仮称)」の活用方法等に関する調査研究の実施や協力者会議の設置を行う「キャリア・パスポート(仮称)」普及・定着事業」を実施している。
障害のある生徒の自立・社会参加を支援するため、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓等を行う就労支援コーディネーターを配置している。
若者のライフプランニングを支援するため、高校生が進路選択に当たって、就職のみならず結婚、出産、育児などのライフイベントを踏まえた生活の在り方についても総合的に考えることができるよう、内閣府、文部科学省及び厚生労働省が連携しながら、高校生のキャリア形成支援教材「高校生のライフプランニング」を作成し、2018年11月に地方公共団体等に周知を図った。

仕事(関連:重点課題(2)(4))

ロールモデルの提示

起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体、グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体、グループを顕彰する「女性のチャレンジ賞」(内閣府特命担当大臣(男女共同参画)表彰)を実施した。

地域における雇用の創出

ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の見直しなど、地域の実情に応じた「働き方改革」を実現するため、地方公共団体や労使団体などの地域関係者からなる「地域働き方改革会議」における取組の支援や、先駆的・優良な取組の横展開等を推進している。

(2) 社会全体で行動し、少子化対策を推進する。

結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会づくり

(マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発)

マタニティマーク、ベビーカーマークの普及啓発

マタニティマークの普及に取り組む市区町村も着実に増加しており、マタニティマーク入り妊産婦個人用グッズを配付している市区町村数は、2014(平成26)年度には1,706か所(98.0%)となっている。また、マタニティマークの正しい意味の周知啓発として、マタニティマークファクトブックを作成(平成29年)し、メディアと連携した啓発(平成29年12月ドラマ「コウノドリ」とタイアップ)を実施した。

平成27年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、数値目標が定められ2020年までのベビーマーク認知度の目標値を定め推進を計っている。具体的には、駅や車両、各種建築物等のエレベーターなどで、ベビーマークの掲出を行い、ベビーマークの安全な使用のための周知のほか、ベビーマーク使用者やその周囲の人にお互いに配慮してもらえるよう、キャンペーンなどにより継続的に働きかけを行っているところ。

(好事例の顕彰と情報発信)

「子どもと家族・若者応援団表彰」の実施

子育てと子育てを担う家族を支援する活動において顕著な功績のあった企業、団体又は個人に対し、「子供と家族・若者応援団表彰」を毎年実施。内閣総理大臣表彰や内閣府特命担当大臣表彰を行うとともに、優良活動を紹介している。

子供目線のものづくりの推進(キッズデザインの推進)

「キッズデザイン賞」への後援や経済産業大臣賞の交付等を通して、子どもが安全かつ感性豊かに育つための社会環境、子どもを産み育てやすい社会環境の実現を目指す「キッズデザイン」の普及・推進等に取り組んでいる。

学校・家庭・地域における取組の推進

学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の各教科等において生命の尊さなどについての学習が行われている。

学習指導要領に基づき、高等学校の家庭科において、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性や、子供の保育などについての学習が行われている。

保護者への家庭教育に関する学習機会の提供などの取組を推進している。

(妊娠中の方や子供連れに優しい施設や外出しやすい環境整備)

駅や小売店等を活用した子供との外出を応援するサービス等の提供、公共交通機関での子供連れ家族への配慮などの環境整備

地域少子化対策重点推進交付金により、職場、買い物、旅行など、様々な日常生活の場面での子連れ支援に取り組む地方公共団体を支援している。

子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の基盤として、関係業界団体をメンバーとする官民合同の「子育て応援コンソーシアム」を立ち上げ、2回の会合を開催した。公共交通事業者等が行う子育てを応援する取組事例を広く共有し、関係者のさらなる取組の強化を図ることを目的として、「子育てにやさしい移動に関する協議会」を設置した。

鉄道車両のベビーマーク・車椅子優先スペースについて、「公共交通移動等円滑化基準」を改正し、4両編成以上には1列車2箇所以上に設置することを義務付けるとともに、「バリアフリー整備ガイドライン」を改訂し、通勤型列車においては、1車両1箇所以上に設置することを標準とした。

鉄道駅などの旅客施設におけるエレベーターについて、「公共交通移動等円滑化基準」を改正し、利用の状況に応じた複数化・大型化を義務付けるとともに、「バリアフリー整備ガイドライン」を改訂し、高齢者、障害者、妊産婦、ベビーマーク使用者等の「優先マーク」の掲出を標準とした。

公共交通機関の事業者は、ファミリー割引などの各種割引、小さな子ども連れの優先搭乗等を実施し、子ども連れ家族の外出に配慮した取組を行っている。

子育てバリアフリーの推進

市町村がバリアフリーの方針を定める移動等円滑化促進方針制度の創設やバリアフリー化の義務付け対象の拡充等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が第196回通常国会で成立し、平成30年5月に公布された。

公共交通機関等のバリアフリー化については「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「基本方針」において、平成32年度までの整備目標を定め推進を図っている。また、我が国のバリアフリー・ユニバーサルデザインの底上げを図るため、関係者で構成された検討委員会において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく交通バリアフリー基準・ガイドラインの見直しを行った。

建築物のバリアフリー化については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」に基づく基本方針において平成32年度までの整備目標として不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率の目標を約60%としており、平成29年度においては59%であった。

道路交通環境の整備

歩行空間のバリアフリー化を図るため、主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域(ゾーン)を設定し、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図るゾーン30を平成30年3月までに3,407か所整備した。

歩行空間のバリアフリー化においては、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、エレベータ等の付いた立体横断施設の設置等による歩行空間のバリアフリー化を実施している。また、新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の追加指定を実施予定。

道路管理者においては、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進するとともに、生活道路において、ハンプ、狭さくの設置等による速度抑制と通過交通の進入抑制を図る対策を重点的に推進している。

2018(平成30)年6月に閣議決定した自転車活用推進計画に基づき、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、歩行者・自転車・自動車の適切な分離など、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を推進している。

全国の高速道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」においては、概ね3年以内に、24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を完了させるなど、高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援の取組を推進している。

(子供連れにお得なサービスの充実)

子育て支援パスポート等事業の全国展開

地域少子化対策重点推進交付金により、子育て支援パスポート事業に取り組む地方公共団体を支援している。

地域ぐるみで子育てを応援しようとする社会的機運を醸成するため、地方公共団体が主体となり行われている「子育て支援パスポート事業」のさらなる協賛企業・店舗の拡大、サービス内容の充実等を目指し、リーフレット「子育て支援パスポート事業全国共通展開自治体パスポート一覧」を作成し、各都道府県に配布・周知している。

(国民の理解の促進)

少子化対策についての国民への情報発信

毎年の「家族の日」「家族の週間」の実施及びそれに伴うフォーラム、作品コンクールの実施や男性の配偶者の出産直後の休暇取得を促進するための「さんきゅうパパプロジェクト」、自治体・企業・NPO等が連携した子育て支援の取組を推進する「自治体・企業・NPOによる「子育て支援連携事業」全国会議」等を実施。

企業の取組(関連:重点課題(2)、(4))

(企業の少子化対策や両立支援の取組の「見える化」)

一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・公表の促進等

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員数101人以上の企業に一般事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられているため、都道府県労働局が中心となり、次世代育成支援対策推進センター(行動計画の策定・実施を支援するため指定された事業主団体等)、労使団体及び地方公共団体等と連携し、行動計画の策定・届出の促進に取り組んでいる。

次世代育成支援対策推進法により一般事業主行動計画の公表は義務となっており、公表の場として厚生労働省サイト「両立支援のひろば」を運営している。

平成27年4月から設けられた特例認定制度(プラチナくるみん)により、特例認定を受けた企業については、行動計画の策定に代えて、次世代育成支援対策の実施状況を「両立支援のひろば」で毎年1回公表することを義務づけており、当該企業の取組状況を評価できるようにしている。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定や特例認定の一層の申請に向けた支援を図るとともに、認定制度及び認定マークの認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介している。また、平成29年4月には、子育てサポート企業を多方面より評価するため、くるみん認定・プラチナくるみん認定基準等について見直しを行った。見直された認定基準についても周知・広報を推進している。

企業等による事業所内保育施設等の設置の促進

2016年度からは、企業が主導して設置する保育施設について、その整備・運営に係る費多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行うため、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)の改正によって新設された「仕事・子育て両立支援事業」において「企業主導型保育事業」を実施し、費用の一部を助成している。(2018年3月31日現在の助成件数: 2,597施設、定員5万9,703人分)

大学が保育施設の設置をするために一定の支援を行っているところ。

(企業の少子化対策の取組に対するインセンティブ付与)

積極的取組企業に対する顕彰

仕事と育児・介護との両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果が挙がっている企業に対し、公募による表彰を実施し、その取組を広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進している。

税制上の優遇措置

平成23年6月に創設された認定企業に対する税制上の措置については、平成27年度から新たにプラチナくるみん認定企業に対する税制上の優遇措置を拡充し、対象資産及び割増償却率について見直しを図った上で、平成30年3月末まで3年間の延長を行った。なお、利用状況等を踏まえ、同年3月末で廃止されている。

入札手続等におけるインセンティブの付与

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)等に基づき、平成28年度から国及び独立行政法人等の調達において、えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定等を取得したワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を行っている。